

5. 見直しによる効果

(1) 望ましい都市計画道路ネットワークの確立

今回の見直しによって継続 18 路線、変更 12 路線、廃止 1 路線となり、将来都市像や将来交通量を踏まえた長期未着手路線の新たな方向性が見出され、望ましい都市計画道路ネットワークが確立されます。

(2) 計画的な整備

整備の必要性の低い路線が変更及び廃止されるとともに、整備の必要性や優先順位の高い路線が明確になることで、より計画的な整備が可能となります。

(3) 土地利用の誘導と高度利用の促進（建築制限の解除）

廃止や変更により整備を行う必要がなくなった路線内の土地については、都市計画変更の法手続きを行うことで建築制限が解除されるため、用途地域等に即した土地利用の誘導と高度利用が促進されます。

6. 今後の進め方

(1) 変更・廃止路線について

変更又は廃止と位置付けられた路線については、計画区域内の土地の建築制限が長期化しないように、都市計画決定主体において、早期かつ適切な時期に都市計画法の手続きに着手するように努めます。

(2) 継続路線について

継続路線は、事業主体において優先順位を設定し、いわき都市圏総合交通戦略への位置づけを検討するなど、事業化に向けた見通しを示しながら計画的な整備に努めます。